埼玉県消防長会住宅用火災警報器設置・維持管理対策連絡会事務局
（さいたま市消防局予防課内）　松井・川末・池田
電話　　０４８－８３３－７５０９
Fax　　０４８－８３３－７５２９
E-mail　shobo-yobo@city.saitama.lg.jp

埼玉県下消防（局）本部が住宅用火災警報器の設置対策広報を実施します。

埼玉県消防長会は、令和８年３月に引き続き、県下の消防(局)本部で一斉に住宅用火災警報器の啓発広報を実施します。

県下２６消防(局)本部の消防職員が消防団員及び関係団体の協力のもと、駅頭や大型商業施設等で住宅用火災警報器の設置促進及び維持管理などについて呼びかけます。

住宅用火災警報器は、住宅内に設置する火災警報器で、煙を早期に感知し、警報音により火災を知らせます。このため、警報器を設置していたことで、火災に至る前に防ぐことができたケースや、火災に至ったとしても、ぼやなどの小規模な被害で食い止められたケースが県内でも多数報告されております。

平成１８年６月１日に設置が義務化されて以来１５年以上が経過していますが、令和８年６月１日現在の埼玉県の設置率は８４．５％と、全国平均の８５．５％を下回っている状況です。

このような状況から、１１月９日から１１月１５日にかけて実施される秋季全国火災予防運動の初日に、埼玉県内の消防(局)本部が一斉に広報を行い、直接多くの県民に周知を図り、防火意識の高揚と住宅用火災警報器の設置率向上等を目指すものです。

１　実施日

令和８年１１月９日（月）

※　一部実施日が異なる消防本部もあります。（別添参照**<u>※取材可能な実施会場を担当する消防（局）本部のみを掲載</u>**）

２　実施場所及び実施時間

駅頭や大型商業施設等で実施します。詳細な実施場所及び実施時間につきましては、別添の実施計画一覧をご参照ください。

３　実施機関

埼玉県下２６消防(局)本部及び消防団並びに防火安全協会等の外郭団体

４　実施内容

チラシを挿入したポケットティッシュやリーフレットなどの啓発品を配布することで、県民の防火意識の高揚を図るとともに、住宅用火災警報器の設置率向上等を目指します。